令和6年度

新庄市立放課後児童クラブ(学童保育所)入所案内

(明倫放課後児童クラブ・日新放課後児童クラブ・新庄放課後児童クラブ・萩野放課後児童クラブ)

目次

1.	放課後児童クラブとは・・・・・・・・P1
2.	利用条件について・・・・・・・・・P1
3.	開設時間・休所日・入所期間について・・・・P1~2
4.	保育料について・・・・・・・・・・P2
5.	施設一覧及び募集人数・・・・・・・・P2
6.	申込みについて・・・・・・・・・P3
7.	申込書類の確認
	(世帯状況簡易チェック表)・・・・・・P3
8.	利用を必要とする理由一覧表・・・・・・P4~5
9.	利用調整及び結果の通知について・・・・・P5
10.	注意事項・・・・・・・・・・・P5~6

【問い合わせ先】

新庄市社会福祉協議会(新庄市五日町字宮内240番地2)

TEL: 0233-22-5797

1. 放課後児童クラブとは

新庄市立放課後児童クラブ(学童保育所)(以下「放課後児童クラブ」という。)は、就労等により保護者が昼間家庭にいない、小学校(義務教育学校の前期過程を含む。以下同じ。)に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しています。

2. 利用条件について

放課後児童クラブを利用できる児童は、新庄市内の小学校に就学している児童であって、児童の保護者が次のいずれかの理由に該当し、放課後や長期休業中に家庭で保育が受けられない児童です。

- (1)月64時間以上(かつ週3日もしくは月12日以上)の就労をしている。 (居宅外・居宅内・自営業いずれも含む。)
- (2) 病気や心身の障害のため子の保育が困難である。(身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している場合等。)
- (3) 同居や長期入院している親族を常時介護や看護している。(医師の診断や介護保険の認定結果により常に介護が必要とされる者の介護・身体障害者等1~2級や知的障害者の介護をしている場合等。)
- (4) 災害により被災し、復旧活動を行っている。
- (5) 継続して仕事を探している。(起業準備を含む。)
- (6) 学校等の教育施設に在学、または、公共職業能力開発施設等において行う職業訓練を受けている。
- (7) 妊娠中もしくは出産後間もない期間である。
- (8) その他児童を保育できない特別の理由がある。

3. 開設時間・休所日・入所期間について

【開設時間】

○月曜日から金曜日まで(長期休業中等を除く)

放課後から午後6時45分まで

〇土曜日(長期休業中を含む)

午前8時から午後6時30分まで

○長期休業中及び学校代休日(土曜日を除く)

午前8時から午後6時45分まで

【休所日】

- 〇日曜日、祝祭日
- 〇お盆期間(8月13日から8月15日まで)
- ○新庄まつり期間(8月24日から8月26日まで)
- 〇年末年始(12月29日から1月3日まで)

【入所期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間を最長とし、利用を必要とする理由がなくなるまでの期間入所できます。

年度の途中からの利用を希望する場合や、夏休みなどの長期休業中のみをご希望の場合は、「6. 申込みについて (2)令和5年5月以降に利用を希望する方」を確認の上、お申込みください。 ※求職活動等、入所期間が年度途中で終わる方で、期間終了後も利用を希望する方は、期間終了1か月前までに、 再度、放課後児童クラブ(学童保育所)入所申込書と利用を必要とする理由を証明する書類を新庄市社会福祉 協議会または放課後児童クラブまでご提出ください。審査及び利用調整の上、入所の可否をお知らせします。

4. 保育料について

(1) 保護者負担金額

放課後児童クラブに入所している間は、児童1人あたり月額6,500円(日割り計算は行いません。)の保護者負担をいただきます。また、月に一度もご利用がなかった場合でも、退所届を提出いただいていない場合は、保育料を負担いただくことになりますのでご注意ください。なお、退所届は退所する前日までにご提出ください。

(2) 利用料の軽減事業について

低所得世帯や多子世帯について、利用料の軽減を受けられる場合があります。詳しくは、別紙の「放課後児童クラブの利用料の軽減について」をご覧ください。

(3) 保育料の納入

毎月の保育料の納入方法は、口座振替と納付書による納付の2種類です。口座振替は毎月25日(25日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)に行い、前月分等の再振替は行っておりません。

口座振替のお申込みは、入所決定通知と同封されている「口座振替依頼書」に必要事項を で記入のうえ、振替希望の金融機関に直接お届けください。提出日によっては、希望月からの 振替が間に合わない場合がありますので、お早めにお届けください。

納付書での納付をご希望の場合は、手続きは必要ございません。

※取扱金融機関

荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、北郡信用組合、東北労働金庫、 新庄市農協、もがみ中央農協(はぎの支店のみ)、ゆうちょ銀行

5. 施設一覧及び募集人数

施設名	所在地	電話・ FAX 番号	対象学区	募集人数 (定員)
明倫放課後児童	十日町2675-3 (明倫学園内)	29-5252	明倫学園	60名
新庄放課後児童 クラブ	城西町6-24 (新庄小学校内)	29-5800	新庄小学校	40名
日新放課後児童 クラブ	大字松本55	22-6088	日新小学校	90名
萩野放課後児童 クラブ	大字泉田字往還東398-1 (萩野学園内)	25-2087	萩野学園	40名

6. 申込みについて

- (1) 令和6年4月から利用を希望する方
- ①受付期間 令和5年11月1日(水)から令和5年11月24日(金)までの

午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

※上記の期間以降も随時受付いたしますが、期間内の受付分の審査が終わってからの結果通知となります。また、提出日によっては、4月1日からのご利用ができない場合もございます。

②書類配布場所 新庄市社会福祉協議会、各放課後児童クラブ

③受付場所 新庄市社会福祉協議会、各放課後児童クラブ(※現年度利用のある方のみ)

(2) 令和6年5月以降に利用を希望する方

①受付期間 入所希望日の15日前までお申し込みください。

②書類配布及び受付場所 新庄市社会福祉協議会

7. 申込書類の確認

- ○放課後児童クラブ(学童保育所)入所申込書
- 〇保護者(父、母)及び同居(または同じ住所に居住)している令和 5 年4月1日時点で65歳未満の祖父母における「8. 利用を必要とする理由一覧表」に記載のある、各種証明(届出)書類
- 〇放課後児童クラブ利用料軽減申請書(該当すると思われる方は、各放課後児童クラブにご提出ください。詳しくは別紙「放課後児童クラブの利用料の軽減について」をご覧ください。)

(世帯状況簡易チェック表)

提出いただく書類の参考にしてください。

申込児童からみた 続柄	状況		
父	□就労(被雇用者) □就労(自営業) □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他		
됩	□就労(被雇用者) □就労(自営業) □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □妊娠・出産 □その他		
	□65歳未満 □65歳以上 □同居していない		
祖父	(65歳未満であり同居している場合) □就労(被雇用者) □就労(自営業) □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他		
	□65歳未満 □65歳以上 □同居していない		
祖母	(65歳未満であり同居している場合) □就労(被雇用者) □就労(自営業) □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □妊娠・出産 □その他		

8. 利用を必要とする理由一覧表

利用を必要とする理由	利用できる期間	必要書類	
① 就労 フルタイム・パートタイムなど、 月64	就労が有期限の場合は、	被雇用者	就労証明書
時間以上(かつ週3日もしくは月12日以上) の就労をしていること	期限が終わるまで	自営・農業	事業状況 申告書
②保護者等の疾病・障害 保護者等自身が病気や心身の障害の ため児童の保育が困難なこと(障害者 手帳等*1を所持している(身体障害者 手帳は4級以上)場合等) ※1「障害者手帳等」とは、身体障害者手帳・ 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護 保険被保険者証のことをいいます。	療養を必要としなくなる まで	○診断書(放課後児童クラブ(学童保育所)入所用)または ○障害者手帳等の写し (氏名と級や判定の記載のあるページ)	
③同居親族の介護・看護 同居や長期入院している親族を常時介護や看護していること(医師の診断や介護保険の認定結果により常に介護が必要とされる者の介護や、身体障害者等1~2級や知的障害者の介護をしている場合等)	介護や看護を必要と しなくなるまで	○診断書(放課後児童クラブ(学童保育所)入所用)または ○障害者手帳等の写し (氏名と級や判定の記載のあるページ)	
④災害復旧 保護者が災害により被災し、復旧活動 を行っていること	災害復旧活動等を必要と しなくなるまで	○り災証明記	等
⑤求職活動 保護者が継続して仕事を探している こと(起業準備を含む)	最長、3か月まで		受給者証 ま 戦受付票 犬況報告書 ^{※2} 、毎月入所先に
(の就学 (職業訓練を含む) 学校等の教育施設に在学、または、 公共職業能力開発施設等において 行う職業訓練を受けていること	卒業予定日または修了 予定日が属する月の末日 まで	了予定日のまたは または ○受講決定過 訓練を受け	書等(卒業・修 のわかるもの) 通知書等(職業 ける者の氏名・ のわかるもの)

利用を必要とする理由	利用できる期間	必要書類
⑦妊娠・出産 母が妊娠中もしくは出産後間もない こと	産前から産後まで 産前:出産予定日から6週 間前の日が属する月 の初日から 産後:出産日から8週間後 の翌日が属する月の 末日まで	○母子手帳の写し(表紙・ 出産(予定)日がわかる ページ○産前産後申立書
②その他 その他児童を保育できない特別の 理由がある	必要としなくなるまで	状況に応じて、求める場合 があります

9. 利用調整及び結果の通知について

利用希望が定員を上回ることが見込まれる場合、新庄市の利用調整基準に基づき、保護者の就労状況 や家庭状況等の事情・各放課後児童クラブの受け入れ体制などを総合的に判断し、**利用の必要性の高い児童から順次入所を決定します。**そのため、同時期に申込みされた場合でも、**結果等の通知時期は世帯によって異なる場合があります。**

4月から利用を希望する方で、期間内に申込みいただいた方の結果については、<u>令和6年1月上旬頃に順次通知</u>します。期間外に申込みいただいた方や5月以降に利用を希望する方については、<u>利用</u>開始希望日の1週間前までに通知します。

10. 注意事項

(1) 申込時

- ○原則として、就学している小学校区の児童クラブへのお申込みとなります。
- ○児童の生活状況等を把握するために、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有する場合があります。
- ○特別な支援が必要な児童については、受け入れ体制や放課後児童クラブで他児との 関わり合い等を総合的に考慮し、利用の可否について判定を行います。
- ○申込内容に虚偽(不正)が認められた場合は、利用を取消す場合があります。
- ○過去にご利用された方でも、改めてお申込みいただく必要があります。
- 〇4月からのご利用希望で入所不承諾になった方で、5月以降の利用を希望される方 や受け入れ可能になるまで待機をご希望される方は、再度お申込みいただく必要が あります。その際は、利用を必要とする理由に変更がない場合、申込書のみ提出く ださい。
- 〇利用を必要とする理由を証明する書類は、提出の2か月以内に作成または交付され たものをご使用ください。

(2) 入所後

- ○開所時間内での送迎をお願いします。
- 〇利用を必要としなくなった場合は、退所届を提出してください。退所届が提出されるまでは、月に一度もご利用がなかった場合でも、保育料を負担いただきます。
- 〇住所や世帯状況など申込内容に変更が生じた場合は、放課後児童クラブ(学童保育所)申込内容変更届を入所している放課後児童クラブにご提出ください。
- 〇利用を必要とする理由が変更した場合は、放課後児童クラブ(学童保育所)申込 内容変更届と、利用を必要とする理由を証明する書類を入所している放課後児童 クラブにご提出ください。
- 〇求職活動等、入所期間が年度途中で終わる方で、期間終了後も利用を希望する方は、 期間終了1か月前までに、再度、放課後児童クラブ(学童保育所)入所申込書と利 用を必要とする理由を証明する書類を新庄市社会福祉協議会か入所している放課 後児童クラブにご提出ください。
- 〇求職活動を理由に入所している方は、入所後一か月ごとの「求職活動状況報告書」 を放課後児童クラブにご提出ください。提出がない場合、退所していただくことが ございますのでご注意ください。

